

この章では、消費税及び地方消費税の「会計処理の方法」について 説明します。

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、次の二通りの方法があります。 いずれの方法を採用するかは事業者の任意(注)であり、納付する消費税額 及び地方消費税額の合計額は同額となります。

- ① 税込経理方式=消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含 めて経理する方法
- ② 税抜経理方式=消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含 めないで区分して経理する方法(取引の都度区分する 方法と期末に一括区分する方法)

免税事業者は税込経理方式と なります。

① 税込経理方式	区分	② 税抜経理方式	
売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、売上金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含まれるため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されるが、税抜計算の手数が省ける。	特徵	売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、仮受消費税等、又は仮払消費税等とされ、企業を通り過ぎるだけの税金にすぎないため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されないが、税抜計算の手数が掛かる。	
売上げに含めて収益として計上する。	売上げに係る 消費税額等	仮受消費税等とする。	
仕入金額、資産の取得価額又は経費等 の金額に含めて計上する。	仕入れ等に係る 消費税額等	仮払消費税等とする。 参照→次頁の<もっとくわしく>	
租税公課として損金(必要経費)に算 入する。	納付税額	仮受消費税等から仮払消費税等を控除 した金額を支出とし、損益には関係さ せない。	
雑収入として益金(収入金額)に算入 する。	還付税額	仮払消費税等から仮受消費税等を控除 した金額を入金とし、損益には関係さ せない。	

2課稅対象 3非課稅取引

1 消費税の
仕組み

4輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の 成立時期

7課稅標準

8 控除税額等の 計算方法

9 国境を越えた 役務の提供

70端数計算

17地方消費稅

12手続

13 柳税地

74届出等

15帳簿の保存

19 総額表示



仕入税額控除することができない仮払消費税額等の額の取扱いは……

税抜経理方式を採用する事業者で、

- ●その課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満である場合
- ■居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限(参照→P31)の適用を受けた場合
- ■課税事業者が、免税事業者となる場合の調整(参照→P38)の適用を受けた場合 等には、控除対象外消費税額等(仕入税額控除することができない仮払消費税額等の額)が生じることと なります。

控除対象外消費税額等は、繰延消費税額等として5年間以上で損金の額(必要経費の額)に算入し ます(個々の資産の取得価額に含めて計上することができる場合もあります。)。

ただし、右のものについては、法人は 一時の損金とすることができ、また、個 人事業者は一時の必要経費とすることに なります。法人の交際費等に係るものは、 交際費等の損金算入限度額の計算上、支 出交際費等の額に加算します。

- ●課税期間の課税売上割合が80%以上である場合 の控除対象外消費税額等
- ●20万円未満の控除対象外消費税額等(個々の資 産ごとに判定)
- ●棚卸資産及び経費に係る控除対象外消費税額等
- ●特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等

※適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始に伴う控除対象外消費税額等の取扱いについて は、国税庁ホームページに掲載されている「令和3年改正消費税経理通達関係Q&A」をご参照く ださい。